

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和8年3月2日

奈良県知事 山下 真

### 第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件名  
奈良県性と健康の相談センター事業業務委託
- 2 業務の内容  
入札説明書、仕様書のとおり
- 3 委託期間  
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 入札方法  
奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」[http://www.pref.nara.jp/dd\\_aspx\\_menuid-26215.htm](http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm) から確認できます。）
- 5 落札者の決定方法  
予定価格の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者を落札者とします。  
詳細は、入札説明書によります。

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から6までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 競争入札参加確認申請書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置の期間中でないこと。
- 3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q7諸サービス小分類⑩その他サービス」に登録している者。
- 4 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市）から同種の相談業務を受託して誠実に履行した実績を有していること。
- 5 個人情報保護に関する認証制度（プライバシーマーク、ISO/IEC27001認証（情報セキュリティマネジメントシステム）又はISMS認証）を保有していること。
- 6 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

### 第3 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア)入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開
(イ)入札説明会	無し	—
(ウ)現場説明会	無し	—
(エ)入札等に関する質問	令和8年3月6日（金） 16時まで	電子入札システムへの入力
(オ)質問に関する回答	令和8年3月12日（木）	電子入札システムによる回答

(カ) 競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和8年3月17日(火) 16時まで	競争入札参加資格確認の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力(競争入札参加資格確認の申請) ・書類の提出場所 奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係 (第5の6(1)で示す場所)
(キ) 入札参加資格確認審査結果通知	令和8年3月24日(火) 13時以降	電子入札システムによる通知
(ク) 入札書の提出	(キ)の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和8年3月26日(木) 12時まで	電子入札システムへの入力
(ケ) 開札	令和8年3月26日(木) 13時から	電子入札システムによる開札

(注1) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時から午後10時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する休日を除きます。

(注2) 各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

#### 第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書2に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び参加資格を証明する書類を、第3(カ)で示す期日までに、第5の6(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

#### 第5 その他

##### 1 入札回数

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

##### 2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条に定めるところによります。

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。従って、契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など)に該当する者であるときは、免除します。

##### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札

- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

#### 4 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者その相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

#### 5 契約の解除

契約締結後、契約者について第5の4（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、第5の4（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

#### 6 問い合わせ先

- (1) 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県福祉保険部医療政策局健康推進課母子保健・人材確保対策係（県庁本庁舎3階）  
電話番号 0742-27-8661（ダイヤルイン）  
E-mail : boshihoken@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 電子入札システムの操作に関すること  
電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570-021-777

(平日：午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

E-mail:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

#### 7 長期継続契約に伴う予算の減額等

この契約は長期継続契約(契約日から令和11年3月31日まで)として締結するため、翌年度以降の予算が減額または削除されたときは、契約を変更または解除する場合があります。

(契約書記載例)

(予算の減額または削除に係る契約の解除等)

第〇条 発注者は、翌年度以降の発注者の歳入歳出予算において、受注者に支払うべき委託料が減額または削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 発注者が前項の規定によりこの契約を変更または解除したことにより、受注者に損害を与えたときは、発注者は当該損害の賠償を請求することができる。

#### 8 予算にかかる留意事項

本業務は、令和8年度の奈良県予算の成立を前提とし、当該予算が成立しない場合は本業務に係る募集及び契約を中止するものとします。なお、この場合においても、本事業の入札等に要した費用を請求することはできません。

また、委託契約締結後においても、令和9年度以降の歳入歳出予算において、受託者に支払うべき委託料が減額又は削除された場合は、委託契約の変更又は解除を行うものとします。

委託契約の変更又は解除により受託者が損害を被ったときは、県に対して当該損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 9 その他

##### (1) 契約締結条件

契約締結は、令和8年4月1日～令和11年3月31日までの実績にかかる委託料を対象とします。

(2) 契約条項等に関することは、第5の6(1)にお問い合わせください。

(3) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。